

## 救急病院等の認定審査基準

救急病院等を定める省令第1条第1項		認定審査基準				
第1号	救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。	<p>1 「救急医療について相当の知識及び経験を有する医師」とは、次の(1)及び(2)に該当する者をいう。</p> <p>(1) 医師免許取得後、診療経験が2年以上であること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 医師免許取得後、大学病院等救急医療に従事した経験を有すること。</p> <p>イ 医師免許取得後、重症救急患者又は重篤救急患者の受入施設（第二次救急医療施設・救命救急センター）で救急医療に従事した経験を有すること。</p> <p>ウ 医師免許取得後、初期救急医療施設（休日夜間急患センター・在宅当番医制）で救急医療に従事した経験を有すること。</p> <p>エ その他アからウまでに規定する経験に準ずる経験を有すると認められること。</p> <p>2 「常時診療に従事」とは、医師が病院又は診療所において常時待機している状態を原則とするが、搬入された傷病者の診療を速やかに行い得るよう、施設構内又は近接した自宅等において待機している状態も含まれるものとする。</p> <p>3 救急病院等として適当と認められる診療科目等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">救急病院等として適当と認められる診療科目</td> <td>内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、呼吸器科、循環器科、放射線科、眼科、産科、婦人科、神経科又は神経内科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、こう門科、心臓血管外科、気管食道科、消化器科又は胃腸科、形成外科、小児外科、呼吸器外科、性病科</td> </tr> <tr> <td>救急病院等としてなじまない診療科目</td> <td>精神科、美容外科</td> </tr> </table>	救急病院等として適当と認められる診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、呼吸器科、循環器科、放射線科、眼科、産科、婦人科、神経科又は神経内科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、こう門科、心臓血管外科、気管食道科、消化器科又は胃腸科、形成外科、小児外科、呼吸器外科、性病科	救急病院等としてなじまない診療科目	精神科、美容外科
救急病院等として適当と認められる診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、呼吸器科、循環器科、放射線科、眼科、産科、婦人科、神経科又は神経内科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、こう門科、心臓血管外科、気管食道科、消化器科又は胃腸科、形成外科、小児外科、呼吸器外科、性病科					
救急病院等としてなじまない診療科目	精神科、美容外科					
第2号	エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。	<p>救急医療を行うために必要な次の施設及び設備を有すること。</p> <p>1 エックス線装置（透視及び直接撮影のできるものに限る。）</p> <p>2 心電計</p> <p>3 輸血及び輸液のための設備（輸血のための血液検査に必要な機械設備を含む。）</p> <p>4 除細動器及び酸素吸入装置並びに人工呼吸器等</p>				
第3号	救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。	<p>1 「傷病者の搬送に容易な場所」とは、救急車が通行可能な道路に面している等救急車による搬送が容易な場所をいう。</p> <p>2 「傷病者の搬入に適した構造設備」とは、病院又は診療所において傷病者を担架等により容易に運ぶことのできる構造設備をいう。</p>				
第4号	救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。	<p>1 「専用病床」とは、救急病室の病床等専ら救急患者のために使用される病床をいう。</p> <p>2 「優先的に使用される病床を有する」とは、専用病床は有していないが、救急患者のために一定数の病床が確保されている状態をいう。</p> <p>3 他の患者の診療の都合上、救急隊によって搬入された傷病者を収容し得ない状態がある場合には、あらかじめ消防機関がその旨を承知し得る体制にあること。</p>				